

平成29年度「ジャパンSDGsアワード」の具体的実施方法について

平成29年9月15日

SDGs推進本部幹事会決定

「ジャパンSDGsアワード」実施要領（平成29年〇月〇日SDGs推進本部幹事会決定。以下「要領」という。）の10に基づき、平成29年度の「ジャパンSDGsアワード」の具体的方法について、下記のとおり定める。

記

1 公募の対象

要領2に基づき、「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」（平成28年12月22日SDGs推進本部決定）やそこに掲げられた優先課題を踏まえ、SDGs達成に資する優れた取組を行っている企業又は団体等を表彰対象とする。ただし、原則として拠点を日本国内に有する団体に限ることとする。

また、応募者が法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合等の不正又は不誠実な行為があった場合は、表彰の対象としないことがある。

2 公募の手続

外務省ホームページの報道発表により、案件の募集を行う（自薦に限る）。

3 選定方法

要領7（2）に基づき、「ジャパンSDGsアワード」選考委員会（SDGs推進円卓会議）による選考、SDGs推進本部への報告を経て、同本部が決定する。

4 選考委員会

外務省地球規模課題審議官は、要領7に基づき、「ジャパンSDGsアワード」選考委員会（以下「選考委員会」という。）をSDGs推進本部幹事会の下に開催する。

（1）選考委員会の任務

選考委員会は、別紙の選考基準案等に基づき審査を行った上で、被表彰者の案を作成し、SDGs推進本部に報告する。

（2）選考委員会の構成

選考委員会は、SDGs推進円卓会議のメンバーで構成される。本年度は、別紙のとおり。

（3）選考委員会の庶務

選考委員会の庶務は、外務省地球規模課題総括課において処理する。

5 表彰の種類及び対象

(1) SDGs 推進本部長（内閣総理大臣）表彰

極めて顕著な功績があったと認められる企業・団体等

(2) SDGs 推進副本部長（内閣官房長官及び外務大臣）表彰

特に顕著な功績があったと認められる企業・団体等

※その他、特筆すべき功績があったと認められる企業・団体等について、特別賞を付与する場合がある。

6 表彰数

SDGs 推進本部長（内閣総理大臣）による表彰は1件、SDGs 推進副本部長（内閣官房長官及び外務大臣）による表彰は4件程度とする。

7 表彰時期

受賞者の公表及び表彰式は平成29年12月下旬頃に実施する（予定）。

8 結果の通知

12月下旬頃、受賞者に係る報道発表資料を外務省ホームページに掲載することをもって、全応募者への結果の通知とする（受賞者のみ、別途の連絡を行う）。なお、審査経過に係る問合せ、審査結果等に対する異議申立てについては受け付けない。

平成 29 年 9 月 15 日

「ジャパンSDGsアワード」表彰基準等

応募申請用紙の記載内容等を踏まえ、下表の各項目について、4段階の基準で評価を行い、総合的に選考する。

(1) 評価項目

項目	概要
普遍性	①国際社会においても幅広くロールモデルとなり得る取組であるか ②国内における取組である場合、国際目標達成に向けた努力としての側面を有しているか ③国際協力に関する取組である場合、我が国自身の繁栄を支えるものであるか
包摂性	①「誰一人取り残さない」の理念に則って取り組んでいるか ②多様性という視点が活動に含まれているか ③ジェンダーの主流化の視点が活動に含まれているか
参画型	①脆弱な立場におかれた人々を対象として取り込んでいるか ②自らが当事者となって主体的に参加しているか ③様々なステークホルダーを巻き込んでいるか
統合性	①経済・社会・環境の分野における関連課題との相互関連性・相乗効果を重視しているか ②統合的解決の視点を持って取り組んでいるか ③異なる優先課題を有機的に連動させているか
透明性と説明責任	①自社・団体の取組を定期的に評価しているか ②自社・団体の取組を公表しているか ③公表された評価の結果を踏まえ自社・団体の取組を修正しているか

※ 類似の賞の受賞歴等は参考評価とし、採点はしない。

(2) 評価基準

評価	評価基準
A	極めて顕著な功績があったと認められる
B	特に顕著な功績があったと認められる
C	顕著な功績があったと認められる
D	顕著な功績は認められない

以上

「持続可能な開発目標（SDGs）推進円卓会議」

平成28年9月8日
SDGs推進本部幹事会決定

1. 目的

持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた我が国の取組を広範な関係者が協力して推進していくため、行政、NGO、NPO、有識者、民間セクター、国際機関、各種団体等の関係者が集まり、意見交換を行う「SDGs推進円卓会議（以下「円卓会議」という。）」をSDGs推進本部の下に開催する。

2. 会議の内容

- (1) 政府によるSDGs実施指針の策定に向けた意見交換
- (2) 同指針の策定後は、指針の取組状況の確認や指針の見直しに係る意見交換
- (3) その他、我が国のSDGsの達成に向けた取組に係る意見交換

3. 開催時期・回数

平成28年度に2回程度を目途として開催し、平成29年度以降も、必要に応じて開催するものとする。

4. 事務局

円卓会議の開催に係る事務は、外務省その他関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。

5. 構成員・参考人・オブザーバー

円卓会議の構成員は別添1及び2のとおりとし、必要に応じて、議題に関係する者を参考人又はオブザーバーとして出席させることができる。なお、必要に応じて、今後構成員を一部変更することも妨げられないものとする。

6. 円卓会議の公開等

円卓会議の開催及びその構成員は事前に公表し、会議の冒頭部分は原則として公開で行うものとする。また、会議資料及び議事要旨を後日公開する。ただし、会議資料について、公開することにより会議の円滑な実施に影響が生じるおそれがある場合には、資料を公開しないこともできる。

(別添1)
平成29年5月現在

「持続可能な開発目標（SDGs）推進円卓会議」
構成員一覧

氏名	所属・役職
有馬 利男	グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン代表理事 富士ゼロックス株式会社エグゼクティブ・アドバイザー
稲場 雅紀	SDGs市民社会ネットワーク代表理事
大西 連	自立生活サポートセンター・もやい理事長
春日 文子	国立研究開発法人国立環境研究所特任フェロー
蟹江 憲史	慶應義塾大学大学院教授
黒田 かをり	社会的責任向上のためのNGO/NPOネットワーク CSOネットワーク事務局長
河野 康子	一般社団法人全国消費者団体連絡会前事務局長
近藤 哲生	国連開発計画駐日代表
高橋 則広	年金積立金管理運用独立行政法人理事長
竹本 和彦	国連大学サステイナビリティ高等研究所所長
田中 明彦	政策研究大学院大学長
根本 かおる	国連広報センター所長
二宮 雅也	日本経済団体連合会企業行動・CSR委員長 損害保険ジャパン日本興亜株式会社社会長
元林 稔博	日本労働組合総連合会総合国際局長

※1 敬称略。五十音順。議題等により、参加者を追加することがある。

※2 関係府省庁の構成員は別添2のとおり。

(別添2)
平成29年5月現在

「持続可能な開発目標（SDGs）推進円卓会議」
関係府省庁構成員一覧

省庁名	課・室/役職
外務省	地球規模課題審議官
内閣官房	副長官補室 内閣参事官
内閣官房	健康・医療戦略室 参事官
内閣官房	一億総活躍推進室 参事官
内閣府	大臣官房企画調整課 課長
警察庁	長官官房 参事官
金融庁	総務企画局総務課国際室 室長
消費者庁	消費者政策課 課長
復興庁	統括官付 参事官
総務省	大臣官房官房企画課 課長
法務省	大臣官房秘書課国際室 室長
外務省	国際協力局地球規模課題総括課 課長
財務省	国際局開発政策課 課長
文部科学省	国際統括官付 国際戦略企画官
厚生労働省	大臣官房国際課 課長
農林水産省	大臣官房国際部国際機構グループ 参事官
経済産業省	通商政策局国際経済課 課長
国土交通省	総合政策局国際政策課 課長
環境省	地球環境局国際連携課 課長
防衛省	大臣官房企画評価課 課長
国際協力機構(JICA)	企画部 部長

(了)